

## 「認知心理学研究」編集規程

1. 本機関誌、認知心理学研究(The Japanese Journal of Cognitive Psychology)は、認知心理学の基礎的・応用的研究の発展を促進し会員の研究活動の質的な向上を図るとともに、日常的教育活動を活性化し、同時にその学術的成果を社会に還元することを目的とする。
2. 掲載論文の種類は、原著・展望・資料(測定法、刺激材料、機器の紹介など)・その他(書評・紙上討論など)とする。
3. 使用言語は日本語と英語とする。
4. 投稿資格：会員・非会員を問わず投稿することができる。
5. 審査過程：投稿原稿は編集委員会において所定の執筆・投稿規程に準拠しているか否かを確認し、不備のない場合はその到着年月日をもってその受稿年月日とし、その後所定の手続きによって審査にあたる。不備がある場合には著者に改稿を求めて返送する。
6. 編集委員会が掲載の可否を決定する。
7. 掲載費用は別に定める。
8. 執筆にあたっては別に定める倫理規定に従うこと。
9. 本誌に掲載された論文を無断で複製および転載することを禁じる。

## 「認知心理学研究」執筆・投稿規程

1. 投稿論文は原則として未公開であるものとする。
2. 本学会誌に掲載する論文等(大会論文集を含む)の著作物の複製権および公衆送信権を含む著作権は、掲載の時点において学会に帰属するものとする。
3. 提出方法：原則として、電子投稿・審査システムを用いて投稿原稿等を送付する。これ以外の方法については、認知心理学会編集事務センターに問い合わせる。
4. 原稿の体裁：A4判1ページあたり、和文の場合には25字×32行で、英文の場合には約650 wordsとする。論文原稿は、本文、引用文献、註、表、図で構成する。刷り上がり10ページは、和文原稿で約25枚、英文原稿で約10枚となる。なお、投稿論文は匿名で査読されるため、原稿に、著者名や著者の所属機関などの著者情報、および謝辞は含めてはならない。
5. 刷り上り分量は、原則として上限10ページとし、編集委員会が必要と認めた場合にはこれより長い論文も掲載する。
6. 投稿時に必要なものは、論文原稿ファイルのほか、表題、著者情報、要約とキーワード(和文、英文両方)である。和文要約は250～450字、英文要約は100～175 words、キーワードは3～5個とする。なお、表題、著者情報、要約およびキーワードは、電子投稿・審査システム上で入力する。
7. 投稿時には、電子投稿・審査システム上の投稿者用原稿チェックリストによって論文原稿等を確認すること。
8. 外国人名、地名は原語で記載する。これら以外の専門用語について原語を用いる場合には、できるだけ和訳を併記すること。
9. 数字は算用数字を使用し、計測単位は原則として国際単位系を用いること。
10. 引用文献の記述方法は、日本心理学会発行の“執筆・投稿の手びき”の最新版に従うこと。手引きに規定がない場合には、APAのPublication Manualの最新版に準拠すること。
11. 図表は必要最小限とし、図表のスペースもページ数に換算すること。
12. 図表原稿の大きさは約2倍にすること。
13. カラー印刷および写真の掲載には、別途費用を請求する。カラー印刷経費は1ページあたり50,000円、写真の掲載経費は白黒で1葉あたり1,000円、カラーで1ページあたり50,000円となる。
14. 脚注は必要最小限にとどめること。
15. ここに記述のない事項については、日本心理学会発行の“執筆・投稿の手びき”の最新版に準拠すること。
16. 査読事務手数料・掲載料・別刷り規定：査読事務手数料および1ページあたり掲載料  
論文投稿時に第一著者が日本認知心理学会会員である場合、または、第一著者が論文投稿と同時に日本認知心理学会への入会申し込みを行い後日会員となった場合に、本表の会員価格を適用する。論文別刷りは20部までは無料で進呈する。20部をこえる分については、100部単位とし、10ページ100部で4,000円、表紙付の場合は9,000円とする。

査読事務手数料および1ページあたり掲載料

第一著者		査読事務手数料	掲載料	
			10ページ迄	11ページ以上
会員	一般	無料	2,000円	4,000円
	学生	無料	無料	2,000円
非会員	一般	10,000円	5,000円	8,000円
	学生	5,000円	2,500円	4,000円

17. 問合せ：

〒162-0801 東京都新宿区山吹町332-6

パブリッシングセンター（株）国際文献社内

認知心理学会編集事務センター

電話：03-6824-9363，ファクス：03-5206-5332

電子メール：jscp-ed@bunken.co.jp

18. 本規程の改廃は、編集委員会の議を経て、常任理事会および理事会において行う。

（2012年6月3日改訂）

（2013年4月1日改訂）

（2019年7月10日改訂）